

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立岩手山青少年交流の家利用細則

令和5年7月20日 制定

令和7年8月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 国立岩手山青少年交流の家（以下「当所」という。）の利用に関しては、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(個人利用者の範囲)

第2条 利用規則第2条第3項の規定に定める個人で当所を利用することができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研修・利用・調査研究に関する相談を行うとき。
- 二 青少年教育に関する連絡及び協力を行うとき。
- 三 青少年教育関係図書・資料等の閲覧を行うとき。
- 四 その他所長が適当と認めるとき。

(利用の申込み)

第3条 当所を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を、定める期間内に所長に提出するものとする。

(利用の承諾)

第4条 所長は、利用申込みがあったときは、国立岩手山青少年交流の家利用申込審査要領に基づいて審査を行うとともに、施設・設備の状況、従来の利用状況、その他諸般の事情を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。なお、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うことがある。

(利用承諾の取消)

第5条 所長は、当所を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定する利用の承諾を取り消すことができる。

- 一 第6条各号の規定に違反するおそれがあるとき。

- 二 第13条第1項に抵触したとき。
 - 三 その他所長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めたときは、利用申込の受付を制限することができる。

(禁止事項)

第6条 利用者は、当所において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持・反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持・反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 その他、施設の設置目的に反する活動や他の団体の活動への妨げになる活動、法令違反、公序良俗に反する活動、施設のイメージを損なうおそれのある活動

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者の入所・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

- 2 利用者は、当所の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

- 2 前項の標準生活時間には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第10条 利用者の食事は、当所において定める献立により行う。ただし、特別な事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒及び喫煙)

第11条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

- 2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により当所の施設・設備等を破損又は亡失した

ときは、その弁償の責めを負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第 13 条 利用者は、当所の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項又は利用規則第 6 条各号の規定に違反した者に対して、退所を命じることができる。

(雑則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

(附則)

この細則は、令和 5 年 7 月 2 0 日から施行する。

(附則)

この細則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。